

公 告 第 9 号

令和4年4月15日

ロートグループ健康保険組合

理事長 瀬木 英俊



はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の支給申請方法について

標記について、令和4年4月15日開催の組合会において、「償還払い」を選択することを決議しましたので公告いたします。

償還払いとは、被保険者（患者）が施術者に施術費用の10割を支払い、被保険者が健康保険組合に対して施術費用の7割分を申請・請求し、健康保険組合において審査・確認の後、被保険者に7割分を支払う（償還する）手続き方法です。

以上